

令和三年国土交通省令第七十五号

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二十三条第一項、第二十五条第二項並びに第二十八条第一項から第五項まで、同条第六項及び第七項(これららの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。)、第八項、第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項並びに第十三項から第十八項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令を次のように定める。

(監査人事業監査報告の作成)

第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。)第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。

2 監査人は、その職務を適切に遂行するため、

次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

この場合において、認定設置運営事業者等(カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者を除く。以下同じ。)及びその役員は、監査人の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。及びその役員は、監査人の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該認定設置運営事業者等の従業者(監査人を除く。)

二 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそ

れのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第三条第三項において「財務諸表等規則」という。)第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をいふ。)の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならぬ。

会社とされる者をいふ。第十九条第二項において同じ。)の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならぬ。

(事業年度)

第四条 認定設置運営事業者等の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

ただし、法第九条第一項の認定の日の属する

5 法第二十二条第一項の規定による監査報告書(次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。)の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならぬ。

監査人事業監査報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

二 当該認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等に関し、不正の行為又は法令若しくは書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

三 一監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

四 一監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

五 一監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

六 一監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

七 一監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るものと除く。第三号において同じ。)の方法及びその内容

事業年度は、当該認定の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 認定設置運営事業者等の勘定科目の分類は、別表第一によらなければならない。

法第二十八条第一項の財務諸表で国土交通省令で定めるものは、個別財務諸表、連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表とする。

前項の個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

四 キヤツシユ・フロー計算書

五 附屬明細表として次に掲げるもの

一 監査人の氏名

二 認定設置運営事業者等の名称

三 法第二十五条第一項の規定による請求(次号及び第五号において単に「請求」という。)を行った日

四 請求の要旨

五 請求の内容

(会計の原則)

第三条 法第二十八条第一項の規定による会計の整理については、この条から第五条までに定め

るところによるものとし、これらの規定に定め

のない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会(以下単に「企業会計審議会」という。)により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 連絡損益計算書

4 連結包括利益計算書

5 連続株主資本等変動計算書又は連結社員資本等変動計算書

6 連結附屬明細表として次に掲げるもの

一 連結貸借対照表

二 連結損益計算書

三 連結包括利益計算書

第八条 法第二十八条第四項第三号の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況と/or。

2 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出期限の承認の手続等)

第九条 認定設置運営事業者等が法第二十八条第四項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 財務報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 財務報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

三 四半期連結損益計算書

四 四半期連結キヤツシユ・フロー計算書

五 第三項から前項までに規定する財務諸表の様式は、別記第一号様式から別記第三十号様式までによらなければならない。

(認定設置運営事業者の区分経理の方法)

第六条 法第二十八条第二項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとする認定設置運営事業者(カジノ事業者を除く。以下この条において同じ。)は、当該認定設置運営事業者が行う業務に係る資産並びに費用及び収益について、別表第二に定める方法により整理しなければならない。

前項の規定にかかわらず、認定設置運営事業者は、その行う業務に係る資産及び費用について、当該認定設置運営事業者の実情に応じた方法により整理することが適當である場合であつて、当該方法を、あらかじめ別記第三十一号様式により、国土交通大臣に届け出たときは、当該方法によることができる。

(認定施設供用事業者の区分経理の方法)

第七条 前条の規定は、認定施設供用事業者(カジノ施設供用事業者を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

(財務報告書の記載事項等)

2 法第二十八条第四項第三号の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況と/or。

2 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出期限の承認の手続等)

第九条 認定設置運営事業者等が法第二十八条第四項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 財務報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 財務報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 前項の承認申請書には、同項第一号に規定する理由を証する書面を添付しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により財務報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る財務報告書の提出に関する法第二十八条第四項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるとときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る財務報告書の提出に関する当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る財務報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、国土交通大臣は、前項の承認に係る期間を变更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。（財務報告書の添付書類）

第十一条 法第二十八条第五項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号に掲げる書類については、当該財務報告書の提出日前三年以内に同項の規定により添付して提出したものから変更がないときは、その添付を省略することができる。

一定款

二 監査人事業監査報告

三 第十三条に規定する監査人財務監査報告書（第三十条第一項に規定する公認会計士等監査報告書をいう。第十三条及び第十四条第一号において同じ。）

五 第三十四条第一項に規定する内部統制監査報告書

（監査人の財務報告書の提供）

第十二条 財務報告書を作成した認定設置運営事業者等は、公認会計士又は監査法人（以下「公

業者等」という。）に對して財務報告書を提供しようとするときは、監査人に對しても財務報告書を提供しなければならない。

（監査人財務監査報告の内容）

第十三条 監査人は、財務報告書及び公認会計士等監査報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査人財務監査報告を作成しなければならない。

一 監査人の監査（財務報告書に係るものに限る。第六号において同じ。）の方法及びその内容

二 財務報告書（個別財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表を含む。次号及び第十七条において同じ。）を除く。）が法令又は定款に従い認定設置運営事業者等の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 個別財務諸表についての公認会計士等の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由

四 重要な後発事象（公認会計士等監査報告書の内容となつてゐるものを除く。）

五 公認会計士等の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

六 監査人の監査のため必要な調査ができるなつたときは、その旨及びその理由

七 設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

八 会社法施行規則（平成十八年法務省令第二号）第一百八十八条第三号に規定する事項が財務報告書の内容となつてゐるときは、当該事項についての意見

九 当該認定設置運営事業者等との親会社等が株式会社である場合にあっては会社法（平成十七年法律第八十号）第二条第四号の二に規定する親会社等、認定設置運営事業者等が持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合には、当該認定設置運営事業者等との間の取引（当該認定設置運営事業者等と第三者の間の取引で当該認定設置運営事業者等との親会社等との間の利益が相反するものを含む。）ととの間の取引（当該認定設置運営事業者等と第三者の間の取引で当該認定設置運営事業者等の取引に係る次に掲げる事項が財務報告書の内容となつてゐるときは、当該事項についての意見

イ 当該取引をするに当たり当該認定設置運営事業者等の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合には、その旨）

ロ 当該取引が当該認定設置運営事業者等の利益を害さないかどうかについての当該認定設置運営事業者等の取締役（取締役会設立会社（会社法第二条第七号に規定する取締役会設立会社をいう。）にあつては、取締役会設立（会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下このハにおいて同じ。）を除いて同じ。）を置く認定設置運営事業者等以外の社員の判断及びその理由

ハ 社外取締役（会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下このハにおいて同じ。）が法令又は定款に従い認定設置運営事業者等の状況を正しく示しているかどうかについての意見

十 監査人財務監査報告を作成した日（監査人財務監査報告の通知期限）

第十四条 監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に前条に規定する監査人財務監査報告の内容を通知しなければならない。

一 公認会計士等監査報告書を受領した日から一週間を経過した日

二 認定設置運営事業者等及び監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

（確認書の様式）

第十五条 法第二十八条第七項に規定する確認書（確認書の様式）

一 公認会計士等監査報告書を受領した日から二十八条において同じ。）について、当該連結子会社の当該事業年度に係る個別財務諸表を基礎として認定設置運営事業者等の連結財務諸表が作成されている場合には、当該連結子会社の当該事業年度の末日後、当該連結財務諸表に係る連結決算日までの間に当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合を除き、認定設置運営事業者等の財務報告に係る内部統制報告書を作成するに当たつての当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価について、当該連結子会社の当該事業年度の末日ににおける当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価を基礎として行うことができる。

（財務報告書等の訂正）

第十六条 法第二十八条第八項に規定する財務報告に係る内部統制報告書について、この条例から第十九条までに定めるところによるものとし、これらの規定に定めのない事項については、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従うものとする。

（財務報告に係る内部統制の評価の基準）

二 提出日前に発生した当該財務報告書等に記載すべき重要な事実で、当該財務報告書等を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができたこと。

一 当該財務報告書等に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するため必要な体制）

第十七条 法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとすると。

（四半期報告書の記載事項等）

第二十一条 法第二十八条第十一項の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況

して国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告が法令等に従つて適正に作成されるための体制（第十九条第二項において、「財務報告に係る内部統制」という。）とする。

（財務報告に係る内部統制報告書の様式）

第十八条 法第二十八条第八項に規定する財務報告に係る内部統制報告書は、別記第三十四号様式により作成しなければならない。

（財務報告に係る内部統制報告書の基準日）

第十九条 法第二十八条第八項の評価を行おうとする認定設置運営事業者は、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制報告書を作成するものとする。

法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書は、別記第三十五号様式により作成しなければならない。

前項の四半期報告書には、第二十五条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告及び公認会計士等四半期レビュー報告書（第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書をいう。第二十四条条において同じ。）を添付しなければならない。

（四半期報告書を提出しなければならない各期間から除かれる期間等）

第二十二条 法第二十八条第十一項のその事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間から除外する国土交通省令で定める期間は、当該各期間のうち最後の期間とする。

第二十三条 法第二十八条第十一項の当該各期間経過後四十日以内の国土交通省令で定める期間は、四十五日とする。

（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）

認定設置運営事業者等が法第二十八条第十一項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

法第二十八条第十一項の当該各期間経過後四十日以内の国土交通省令で定める期間は、四十五日とする。

（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）

認定設置運営事業者等が法第二十八条第十一項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 四半期報告書の提出に関する当該承認を受けるようとする期間

二 四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に置くための方法

前項の承認申請書には、同項第二号に規定する理由を証する書面を添付しなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書の提出期限（以下この項及び第三十七条第二号において「四半期報告書提出期限」という。）までに提出できないと認めるときは、当該申請があつた日後最初に到来する四半期報告書提出期限から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する四半期報告書提出期限までに提出することとされている四半期報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、国土交通大臣は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

（監査人四半期監査報告の通知期限）

第二十四条 監査人は、公認会計士等四半期レビュー報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に次条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告の内容を通知しなければならない。

（四半期報告書に係る準用）

第二十五条 第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項の国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（財務報告書等の公告）

第二十六条 法第二十八条第十三項の規定による公告は、次のいずれかの方法により、同項各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出した後、遅滞なく、しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

（電子情報処理組織の使用による情報の提供）

国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書提出期限（以下この項及び第三十七条第二号において「四半期報告書提出期限」という。）までに提出できないと認めるときは、当該申請があつた日後最初に到来する四半期報告書提出期限から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する四半期報告書提出期限までに提出することとされている四半期報告書について、承認をするものとする。

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（監査人四半期監査報告の通知期限）

第二十四条 監査人は、公認会計士等四半期レビュー報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に次条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告の内容を通知しなければならない。

（四半期報告書に係る準用）

第二十五条 第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項の国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（財務報告書等の公告）

第二十六条 法第二十八条第十三項の規定による公告は、次のいずれかの方法により、同項各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出した後、遅滞なく、しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

（電子情報処理組織の使用による情報の提供）

国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書提出期限（以下この項及び第三十七条第二号において「四半期報告書提出期限」という。）までに提出できないと認めるときは、当該申請があつた日後最初に到来する四半期報告書提出期限から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する四半期報告書提出期限までに提出することとされている四半期報告書について、承認をするものとする。

の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行つてはならない場合

三 公認会計士法第二十四条の三第一項（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四条の三第三項に規定する監査閲連業務を行つてはならない場合

四 監査証明を受けようとする認定設置運営事業者等（以下この条において「被監査会社」という。）について行う監査に補助者として従事する者（以下この条において「補助者」という。）が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、公認会計士法施行令第六十号及び公認会計士法第二十四条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この号において「連結財務諸表規則」といふ。）による。）第二条第八号及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」といふ。）第二条第十一号に規定する持分法規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」といふ。）第二条第十一号に規定する持分法規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」といふ。）第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」といふ。）第二条第九号に規定する非連結子会社をいふ。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいう。

（公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係）

一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四条第一項又は第三項（これらのうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

二 公認会計士法第二十四条の二（同法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）

一 公認会計士法第三十四条の十一第一項に規定する関係を有する場合

二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行つてはならない場合

三 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合

四 携助者が、公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号若しくは第五号から第七号までに掲げる關係を除く)を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に掲げる関係又は被監査会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項若しくは公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(公認会計士等の監査証明の基準及び手続)

第二十九条 法第二十八条第十六項の国土交通省令で定める基準及び手続は、次条から第三十五条までに定めるものとする。

(財務報告書等の監査証明の手続)

第三十条 法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書(以下単に「公認会計士等監査報告書」という。)により、四半期報告書の監査告書(以下単に「四半期レビュー報告書」という。)を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書(以下単に「公認会計士等監査報告書」という。)により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査(次項及び第三十

五条において「四半期レビュー」という。)を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書(以下単に「四半期レビュー報告書」という。)により、それぞれ行うものとする。

前項に規定する公認会計士等監査報告書又は公認会計士等四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣習から妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

(公認会計士等の職務の遂行に関する事項)

第三十三条 公認会計士等は、監査人に対する手続等による監査報告書の監査(以下この条において「監査等」という。)の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調査として整理し、これをその事務所に備えておかなければならぬ。

独立性に関する事項その他監査に関する法規の遵守に関する事項(当該事項に係る定めがない場合には、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全ての監査人が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

独立性に関する事項その他監査に関する法規の遵守を怠る場合には、当該者)に対してもしなければならない。

法令違反等事実に係る法令違反の是正その他に係る定めがない場合には、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全ての監査人が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

(法令違反等事実の通知)

第三十六条 法第二十八条第十七項の規定による通知は、法令違反等事実の内容及び当該事実に係る定めがない場合には、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。

法令違反等事実の内容及び当該事実に係る定めがない場合には、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。

別表第一 勘定科目表（第五条第一項関係）	
（公認会計士等の監査証明の基準及び手続）	（法令違反等事実の通知）

第三十二条 公認会計士等は、四半期報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び監査人に公認会計士等四半期レビュー報告書の提出期限（四半期レビュー報告書の提出期限）を提出しなければならない。	
（公認会計士等四半期レビュー報告書の提出期限）	（監査調書の作成及び備置）

別記第三号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社A	東京都渋谷区渋谷1-1-1	株式会社	1234567890	平成25年3月1日	渋谷区役所	1234567890	平成25年3月1日	渋谷区役所

別記第九号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社B	東京都渋谷区渋谷2-2-2	株式会社	9876543210	平成25年4月1日	渋谷区役所	9876543210	平成25年4月1日	渋谷区役所

別記第十一号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社C	東京都渋谷区渋谷3-3-3	株式会社	8765432109	平成25年5月1日	渋谷区役所	8765432109	平成25年5月1日	渋谷区役所

別表第二 認定設置運営事業者等の区分経理の方法（第六条第一項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社D	東京都渋谷区渋谷4-4-4	株式会社	7654321098	平成25年6月1日	渋谷区役所	7654321098	平成25年6月1日	渋谷区役所

別記第六号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社E	東京都渋谷区渋谷5-5-5	株式会社	6543210987	平成25年7月1日	渋谷区役所	6543210987	平成25年7月1日	渋谷区役所

別記第四号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社F	東京都渋谷区渋谷6-6-6	株式会社	5432109876	平成25年8月1日	渋谷区役所	5432109876	平成25年8月1日	渋谷区役所

別記第十号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社G	東京都渋谷区渋谷7-7-7	株式会社	4321098765	平成25年9月1日	渋谷区役所	4321098765	平成25年9月1日	渋谷区役所

別記第一号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社H	東京都渋谷区渋谷8-8-8	株式会社	3210987654	平成25年10月1日	渋谷区役所	3210987654	平成25年10月1日	渋谷区役所

別記第十一号様式（第五条第七項関係）

会社名	会社所在地	会社種別	会社登記番号	会社登記年月日	会社登記機関	会社登記登録番号	会社登記登録年月日	会社登記登録機関
株式会社I	東京都渋谷区渋谷9-9-9	株式会社	2109876543	平成25年11月1日	渋谷区役所	2109876543	平成25年11月1日	渋谷区役所

(記載上の注意)

附属明細表たる資産除去債務明細表にあっては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第14号に準じて記載すること。

別記第二十一号様式（第五条第七項関係）

別記第二十一号様式（第五条第七項関係）

別記第二十二号様式（第五条第七項関係）

別記第二十二号様式（第五条第七項関係）

別記第二十八号様式（第五条第七項関係）

別記第二十八号様式（第五条第七項関係）

別記第三十四号様式（第十八条関係）

別記第三十四号様式（第十八条関係）

別記第二十九号様式（第五条第七項関係）

別記第二十九号様式（第五条第七項関係）

別記第三十号様式（第五条第七項関係）

別記第三十号様式（第五条第七項関係）

別記第二十三号様式（第五条第七項関係）

別記第二十三号様式（第五条第七項関係）

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）

別記第二十五号様式（第五条第七項関係）

別記第二十五号様式（第五条第七項関係）

別記第三十二号様式（第八条第一項関係）

別記第三十一号様式（第六条第二項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

別記第三十一号様式（第六条第二項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

別記第二十六号様式（第五条第七項関係）

別記第二十六号様式（第五条第七項関係）

別記第二十七号様式（第五条第七項関係）

別記第二十七号様式（第五条第七項関係）

別記第三十三号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

別記第三十三号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

別記第三十四号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

別記第三十四号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）